



求職活動等に関するルール

福岡トヨタ自動車株式会社では、改正男女雇用機会均等法に基づくハラスメント防止の観点から、求職者等の皆様が安心して当会で求職活動等を行える環境を確保するため、面談方法・連絡手段等に関するルールを以下のとおり定めます。

【求職者等とは】

求職者（正社員、準社員を問わず、弊社の求人に応募する者）

求職者以外の者のうち、以下に該当する者

- ・弊社の採用に資する活動に参加する者（例：就職説明会 等）
- ・弊社で実施する実習を受講する者

【求職活動等とは】

求職者等が行う職業の選択に資する活動を指し、例えば以下のものが含まれます。

なお、SNS等を介したものやオンライン上で行われるものも含まれます。

（例）採用面接・就職説明会への参加、実習の受講 等

1. 面談（採用面接・説明会・面談等）について

（1）面談時間

面談は、原則として9時00分から17時15分までの時間帯に実施します。

※但し、求職者から要望があった場合のみ、時間外の対応も可能

（2）面談場所

面談は、原則として当会の会議室等で実施し、私的な場所での面談は行いません。

密室となる場所での2人きりの面談は避け、できる限り複数の職員で対応するよう配慮します。

2. 連絡手段（SNS・電話・メール等）について

（1）使用する連絡手段

求職活動等に関する連絡は、弊社社員の業務用メールアドレスや業務用電話番号を使用し、私的な連絡手段（個人LINEや個人SNS、個人の電話番号）は使用しません。

（2）SNS等の私的連絡について

社員個人のSNS（LINE、Instagram、X等）による私的連絡は行いません。

求職者等の皆様から、職員個人のSNSへの連絡を行う必要はありません。

3. 求職者との面会について

求職者と面会するときは、できるだけ日中を選び、第三者の目がある環境で行う。

密室となる場所での2人きりの面会は避け、できる限り複数人の社員で対応します。

1対1での飲食は禁止とします。

4. 懇親会の実施について

社内外説明会、インターンシップ等で懇親会を実施する場合は、希望者のみが参加できるよう配慮し、遅くとも 20 時までに終了いたします。

※但し、求職者から要望があった場合のみ、時間外の対応も可能

上記の懇親会や個人的面談を実施する際は事前に上申し、事後に報告します。

5. 禁止される行為について

弊社の社員は、以下の行為を行いません。

- ・性的な冗談、からかい、質問
- ・わいせつ図画の閲覧、配付、掲示
- ・性的な噂の流布
- ・身体への不必要な接触
- ・交際、性的な関係の強要
- ・性的な言動に対して拒否等を行った職員、求職者等に対する不利益な取扱い
- ・その他、他人に不快感を与える性的な言動

6. 相談窓口について

弊社の社員採用選考や就職説明会、または当会で実施する実習等に際し、弊社社員からセクシュアルハラスメントその他これに類する行為を受けた場合には、下記の相談窓口までご連絡ください。

職場におけるハラスメントに関する相談（苦情を含む）窓口

福岡トヨタ自動車株式会社 人事課（070-7660-0525）

※ご相談内容のプライバシーは厳守されます。

※また、相談したことを理由として、選考上の不利益な取扱いを受けることはありません。

令和 8 年 1 0 月 1 日
福岡トヨタ自動車株式会社
夢を始めるサポート部
人材開発課 採用グループ